

平成24年(2012)日刊24946号

5/22(火)



産業経済新聞(サンケイ)
THE SANKEI SHIMBUN
発行所 ©産業経済新聞大阪本社 2012
〒556-8660 大阪市浪速区浪町2-1-57
☎ 大阪(06)6633-1221(大代表)

23面

人の視界に映る「緑」の割合を示す「緑視率」を向上させる建築物に対する都市計画上の規制を緩和する府の誘導制度の適用地域が今年度、池田市や守口市、泉大津市などに拡大された。従来は地図上で平面的に捉えた緑の割合で、緑視率(緑被率)が主な指標だったが、緑視率を重視する自治体が増加、民間でも緑視率を上げる動きが広がっている。

府では昨年5月、ヒートアイランド現象の緩和などを目的に、市民一体となった緑化を促進するため、府内の道路や河川などを「みどりの風促進区域」に指定。10月には同区域に指定された松原市の国道309号沿道で、「緑視率25%以上」などの要件を満たした建物に対し、建ぺい率や容積率を緩和する都市計画誘導制度を設けた。

さらに今年4月、この制度を池田、守口、門真、高石、泉大津各市の沿道にも適用

し、取り組みが拡大している。市は、市戸舎などの屋上緑化を推進。市などの出資企業が運営する「大阪シティエアターミナル」(浪速区、OCC)で平成12年にオープンした屋上ガーデンは、屋上庭園の先駆的な存在。4~10月にかけて、屋上緑化だけでなく壁面緑化の実験的実験が実施され、「都会のオアシス」として定着している。

一方、民間では、同市阿倍野区の再開発地区に来年2月未誕生する東レ建設(同市北

ア)で平成12年にオープンした屋上ガーデンは、屋上庭園の先駆的な存在。4~10月にかけて、屋上緑化だけでなく壁面緑化の実験的実験が実施され、「都会のオアシス」として定着している。



「緑視率」と「緑化率」について府は「敷地の道路側立面に対する緑の立地面積」と定義づけ、人が道路側に立って建物を見た際に視界に映る緑の面積の比率を数値化している。これに対して、従来の緑化(緑被率)は、敷地面積に対する緑化面積を計算したもの。このため、緑視率は壁面緑化や生け垣などの立地面積が反映されにくいという面があった。都市、奈良県生駒市なども取り入れている。たゞ、緑視率の定義をめぐっては「道路から見た緑の割合」(大阪府)、「人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合」(京都府)など統一されていないのが実情だ。



リバーアイランドが着工予定の「なんばセントラルプラザ」(イメージ図)

目には青葉 感覚重視で「緑視率」

